

# 「第二世代PFI」

## への取組みと

## その先に

## 目指すもの

三井住友トラスト基礎研究所  
PPP・インフラ投資調査部長

福島 隆則



Takanori Fukushima

### 二〇一一年から始まった「第二世代PFI」

一九九九年に、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）」の施行という形で始まったわが国のPFI（Private Finance Initiative）も、昨年、二〇年目の節目を迎えた。内閣府の民間資金等活用事業推進室（PPP/PFI推進室）の集計によると、わが国のPFI事業は、二〇一九年三月末までの累計で七四〇件、契約金額にして約六・二兆円実施されてきている。

こうした二〇年の歴史の中で中頃にあたる二〇一一年に、わが国のPFIは、法改正を伴う大改革を行っていった。そのため、二〇一一年以前のPFIを「従来型PFI」、以後を「第二世代PFI」と呼んで区別することになっている。その二〇一一年に導入されたものの一つが、「コンセッション方式（公共施設等運営権制度）」である。

「従来型PFI」の大半は、建設会社が「施設整備」を行うものであったが、「コンセッション方式」の導入を機に、「施設運営や維持管理」に重心が移ってきている。

もう一つ、二〇一一年のPFI法改正で導入されたのが、「民間提案制度」である。改正PFI法の第六条に、「特定事業を実施しようとする民間事業者は、公共施設等の管理者等に対し、当該特定事業に係る実施方針を定めることを提案することができ」と書かれたことから、俗に「六条提案」と呼ばれている。

ただ、空港、道路、下水道、文教施設など、幅広い分野で活発に利用されてきた「コンセッション方式」と比べ、「六条提案」の利用は進んでいない。二〇一八年に内閣府が行ったアンケートによると、累計で五件の利用しかなかった。民間の立場からすると、インセンティブの不足や事務負担の大きさなどが、障害となっているようである。

一方、同じアンケートでは、「PFI

I法に基づかない民間提案」の「実

施・採択実績あり」が、一一七団体に及ぶことも示された。この中には、最近増加傾向にある「随契保証型民間提案制度」を導入する自治体も含まれている。

と記されている。

### 「第二世代PFI」への取組みで求められる二つの変革

こうしたことは、「民間提案制度」「自体への関心・期待が非常に大きく、制度設計次第で、今後急速に広がる可能性のあることを示していると言える。海外でも「民間提案」は、「Unsolicited Bid」（要求されていない一方的な提案）などと呼ばれ、PPP（官民連携）の一般的な手法として活用されている。わが国でも、昨年六月に公表された政府の「PPP/PFI推進アクションプラン（令和元年改定版）」において、「推進のための施策」の一つとして「民間提案の積極的活用」が挙げられており、「民間提案に係る負担の軽減、知的財産権や営業秘密の保護等に配慮するとともに、応答義務と結果の通知、公表等手続の透明性を確保し、窓口の明確化等を図る」

では、こうした「コンセッション方式」と「民間提案制度」の導入に代わられる「第二世代PFI」に対して、建設会社はどのように取り組んでいけばいいのだろうか。私は、「事業構造の変革」と「行動様式の変革」という二つの変革が求められるのではないかと考えている。

前者の「事業構造の変革」は、「コンセッション方式」の導入でPFIが民間に求めるものが、整備から運営維持管理に変わってきたことへの対応である。これについては、多くの建設会社が新事業の一つとして「インフラ運営事業」を挙げている。体制整備を含む変革が既に動き出していることがうかがえる。こうした土木・建築にインフラ運営を加えた事業構造は、主に欧州の建設会社に多く見られており、

わが国の建設会社で参考にしていくところも少なくない。

一方、後者の「行動様式の変革」は、「民間提案制度」の活用が進むことを機に、是非実行して欲しい変革の一つである。すなわち、国や自治体からの発注を待つだけでなく、自ら仕掛け、提案すること、自らに有利なルールのゲームを作り出し、最終的にはそのゲームで勝つ（受注を獲得する）というものである。そのためには、建設会社としての行動様式を、受動的なものから能動的なものに変えていく必要があるだろう。

### 「第二世代PFI」の先にあるもの

最後に、「第二世代PFI」の先にあるものについて考えてみたい。

「民間提案制度」と「コンセッション方式」の導入に代表される「第二世代PFI」が求めるものを「民間が自発的に行うインフラ運営」と解釈すると、その先にあるもの、

すなわち応用編は、「民間が自発的に行う街の運営」となるのではないだろうか。その際、建設会社がその街の運営に、請負業者として参画するのよすが、個人的には、街を運営する側、現代風に言えば「街のプラットフォーム」として主導的に参画することを期待している。業務範囲が街全体となれば、自社の有する機能だけでは不足することもあるだろうが、その時は、その機能を有する他者と組めばよい。まさに「オープンイノベーション」の考え方である。

そもそも、街の基盤であるインフラを知り尽くした建設会社には、「街のプラットフォーム」になる資格が十分にある。そしてこのことは、大手の建設会社のみならず、地域の建設会社にも言えるはずである。

新たな二〇年の間に生まれるであろう「第X世代PFI」の時代には、能動的に街の運営を担う建設会社が、いくつも生まれていることを期待している。